

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会定款

第1章 総則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「この法人」という。）は、宮城県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 第1号から第3号までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- (6) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導助言
- (7) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (8) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (9) 共同募金事業への協力
- (10) みやぎボランティア総合センターの業務の実施
- (11) 宮城県福祉人材センターの業務の実施
- (12) 日常生活自立支援事業（みやぎ地域福祉サポートセンター）の業務の実施
- (13) 介護支援専門員養成事業
- (14) 高齢者の社会活動についての国民の啓発に関する事業
- (15) 高齢者のスポーツ活動、健康づくり活動及び地域活動等に関する事業
- (16) 高齢者の社会活動の振興のための指導者等育成に関する事業
- (17) 特別養護老人ホームの経営
- (18) 障害者支援施設の経営
- (19) 養護老人ホームの経営
- (20) 福祉型障害児入所施設の経営
- (21) 救護施設の経営
- (22) 生活福祉資金貸付事業
- (23) 老人短期入所事業の経営
- (24) 障害福祉サービス事業の経営
- (25) 相談支援事業の経営
- (26) 障害児通所支援事業の経営
- (27) 老人居宅介護等事業の経営
- (28) 老人デイサービスセンターの経営
- (29) 福祉サービス利用援助事業の経営
- (30) その他、この法人の目的達成のため必要な事業

(名 称)

第3条 この法人は、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適

正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

(事務所の所在地)

第5条 この法人の主たる事務所を、宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2番3号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第6条 この法人に評議員21名以上24名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第7条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員3名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。
- 5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選任・解任委員会の運営についての規程は、理事会において定める。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、一人当たりの各年度の総額が100,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める規則に基づき、報酬及び費用弁償を支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 定款の変更

- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分
- (9) 社会福祉充実計画の承認
- (10) 解散
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 評議員会に議長を置き、議長は、その都度評議員の互選により選出する。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の定数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 11名以上14名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とし、1名の専務理事及び1名の常務理事を置くことができる。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、副会長並びに前項により選出された専務理事及び常務理事は同法第45条の16の第2項第2号の業務執行理事とする。

4 この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第 18 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第 19 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 副会長及び第 17 条第 2 項により選出された専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長及び副会長並びに専務理事及び常務理事は、毎会計年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 20 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）

第 21 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

（1） 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

（2） 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）

第 22 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 17 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）

第 23 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1） 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2） 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める規則に基づき、報酬等及び費用弁償を支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

第5章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第25条 この法人に顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の決議を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、この法人の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。
- 4 任期については、役員の任期に準ずる。
- 5 顧問及び参与に対して、評議員会において別に定める規則に基づき、報酬及び費用弁償を支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会に議長を置き、議長は、その都度理事の互選により選出する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 会長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 会員

(会員)

第 32 条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

第 8 章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第 33 条 この法人に部会又は委員会を置くことができる。

2 部会又は委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、又は会長の諮問に答え、若しくは意見を具申する。

3 部会及び委員会に関する規程は、別に定める。

第 9 章 運営適正化委員会

(運営適正化委員会の設置)

第 34 条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。

(運営適正化委員会の委員の定数)

第 35 条 運営適正化委員会の委員は 16 名とする。

(運営適正化委員会の委員の選任)

第 36 条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

(運営適正化委員会の委員の定数の変更)

第 37 条 法人が第 35 条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

(業務の報告)

第 38 条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

(その他)

第 39 条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第 10 章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第 40 条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 この法人に、事務局長を1名置くほか、職員を置く。
- 3 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 4 施設長等以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

第11章 資産及び会計

（資産の区分）

第41条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（1） 現金 11,000,000 円

（2） 土地 宮城県仙台市青葉区本町三丁目7番4所在の宅地（面積516.76㎡）

（3） 建物

ア 宮城県仙台市青葉区本町三丁目7番地4所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付6階建宮城県社会福祉会館1棟（面積1488.51㎡）

イ 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2番地1所在の宮城県自治会館の鉄骨鉄筋コンクリート造1階建事務所3階部分（面積238.13㎡）

ウ 宮城県黒川郡大和町吉田字瀬戸原68番地、69番地、37番地1所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建厩舎（面積254.05㎡）、コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建堆肥舎（面積49.23㎡）、木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建休憩所（面積65.41㎡）

エ 宮城県仙台市太白区旗立二丁目1番地29所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建救護施設太白荘（面積3149.72㎡）

オ 宮城県黒川郡大和町小野字前沢1番地、31番地1所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき3階建特別養護老人ホーム和風園（面積7581.94㎡）

カ 宮城県黒川郡大和町小野字前沢31番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建養護老人ホーム偕楽園（面積2508.12㎡）

キ 宮城県黒川郡大和町小野字前沢31番地1所在の鉄骨造スレートぶき平家建デイサービスセンター地域支援センターなごみな（面積412.38㎡）

ク 宮城県黒川郡大和町吉岡字館下46番地1所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建グループホーム地域支援センターぱれっと（面積242.72㎡）

ケ 宮城県黒川郡大和町吉岡字館下46番地1所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建グループホーム地域支援センターぱれっと（面積265.61㎡）

コ 宮城県黒川郡大和町吉岡字館下46番地1所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建障害者支援施設地域支援センターぱれっと（面積533.03㎡）

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第49条に掲げる公益を目的とする事業及び第50条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第42条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会の同意及び評議員会の承認を得て、仙台市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、仙台市長の承認は必要としない。

（1） 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（2） 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施

設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る)

(資産の管理)

第 43 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会及び評議員会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第 44 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合は、理事会の承認をもって足りるものとする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第 2 条の 39 に定める要件に該当しない場合には、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 46 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 47 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規則により処理する。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようと

するときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を得なければならない。

第12章 公益を目的とする事業

（種別）

第49条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- （1） 居宅介護支援事業
- （2） 在宅心身障害者保養施設宮城県七ツ森希望の家の経営
- （3） 介護研修施設宮城県介護研修センターの経営
- （4） 日中一時支援事業
- （5） 中国帰国者支援事業
- （6） 福祉人材の確保に関する貸付事業
- （7） 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業
- （8） ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
- （9） 障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を得なければならない。

第13章 収益を目的とする事業

（種別）

第50条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- （1） 社会福祉会館事務室賃貸事業
- （2） 図書刊行物販売事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を得なければならない。

（収益の処分）

第51条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第14章 解散

（解散）

第52条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第53条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第15章 定款の変更

（定款の変更）

第54条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、仙台市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を仙台市長に届け出なければならない。

第 16 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、この法人の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 56 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この定款は、厚生大臣認可の日（昭和27年5月17日）から施行する。

附 則

この定款は、厚生大臣認可の日（昭和30年1月11日）から施行する。

附 則

この定款は、厚生大臣認可の日（昭和30年6月24日）から施行する。

附 則

この定款は、厚生大臣認可の日（昭和31年2月10日）から施行する。

附 則

この定款は、厚生大臣認可の日（昭和32年10月18日）から施行する。

附 則

この定款は、厚生大臣認可の日（昭和34年6月9日）から施行する。

附 則

この定款は、厚生大臣認可の日（昭和36年3月8日）から施行する。

附 則

この定款は、厚生大臣認可の日（昭和38年7月5日）から施行する。

附 則

この定款は、厚生大臣認可の日（昭和45年2月9日）から施行する。

附 則

この定款は、厚生大臣認可の日（昭和46年5月22日）から施行する。

附 則

この定款は、厚生大臣認可の日（昭和49年10月22日）から施行する。

附 則

1 この定款の第2章に規定する役員が就任するまでは、次の者をもって役員とする。ただしこの定款が厚生大臣の認可があり次第、速やかに、第5条に規定する役員を選出しなければならない。

会 長	氏 家 栄 一	理 事	真 壁 平 馬
(理事)			
副会長	館 寺 奇 堂	理 事	大 内 鉦三郎
(理事)			
副会長	鈴 木 久 直	〃	千 田 敬 司
(理事)			
理 事	丹 羽 道 博	〃	高 島 哲 英
〃	大 窪 熊 治	〃	志 摩 喜 平
〃	千 葉 徹	〃	錦 戸 弦 一
理 事	白 鳥 瑞 讓	理 事	西 村 千代子
〃	但 木 卓 郎	〃	千 葉 ヒサシ
〃	市 村 民 雄	〃	佐々木源左エ門
〃	阿 部 主 殿	〃	大 坂 讓 治
監 事	星 龍 治		

〃 高 橋 直 治

〃 高 橋 守 治

2 この定款は、厚生大臣認可の日（昭和53年12月4日）から施行する。

附 則

この定款は、厚生大臣認可の日（昭和58年10月3日）から施行する。

附 則

この定款は、宮城県知事認可の日（平成3年3月2日）から施行する。ただし、第12条第2項の改正規定は、平成3年6月1日から施行する。

附 則

この定款は、宮城県知事認可の日（平成4年12月14日）から施行する。

附 則

この定款は、宮城県知事認可の日（平成7年6月21日）から施行する。

附 則

この定款は、宮城県知事認可の日（平成9年9月4日）から施行する。

附 則

この定款は、宮城県知事認可の日（平成11年5月14日）から施行する。

附 則

この定款は、宮城県知事認可の日（平成13年5月17日）から施行する。

附 則

この定款は、宮城県知事認可の日（平成15年5月8日）から施行する。

附 則

1 この定款は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年6月1日前に就任する役員の任期は、第9条1項の規定にかかわらず、平成17年5月31日までとする。

3 平成17年6月1日前に就任する評議員の任期は、第19条1項の規定にかかわらず平成17年5月31日までとする。

附 則

この定款は、宮城県知事認可の日（平成17年4月28日）から施行する。

附 則

この定款は、宮城県知事認可の日（平成17年8月1日）から施行する。

附 則

この定款は、宮城県知事認可の日（平成18年1月20日）から施行する。

附 則

この定款は、宮城県知事認可の日（平成18年4月6日）から施行する。

附 則

この定款は、宮城県知事認可の日（平成18年10月16日）から施行する。

附 則

この定款は、宮城県知事認可の日（平成19年2月20日）から施行する。

附 則

1 この定款は、宮城県知事認可の日（平成19年4月17日）から施行する。

2 平成19年6月1日前に就任した役員の任期は、平成19年5月31日までとする。

3 平成19年6月1日前に就任した評議員の任期は、平成19年5月31日までとする。

附 則

この定款は、宮城県知事認可の日（平成19年8月15日）から施行する。

附 則

この定款は、宮城県知事認可の日（平成20年1月11日）から施行する。

附 則

この定款は、宮城県知事認可の日（平成21年4月20日）から施行する。

附 則

この定款は、宮城県知事認可の日（平成21年10月28日）から施行する。

附 則

この定款は、宮城県知事認可の日（平成24年5月31日）から施行する。

附 則

この定款は、宮城県知事認可の日（平成 25 年 5 月 8 日）から施行する。

附 則

この定款は、宮城県知事認可の日（平成 25 年 8 月 6 日）から施行する。

附 則

この定款は、仙台市長認可の日（平成 28 年 7 月 1 日）から施行する。

附 則

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、仙台市長認可の日（平成 29 年 10 月 16 日）から施行する。

附 則

この定款は、仙台市長認可の日（令和 2 年 2 月 17 日）から施行する。

附 則

この定款は、仙台市長認可の日（令和 3 年 4 月 30 日）から施行する。

附 則

この定款は、仙台市長認可の日（令和 5 年 4 月 13 日）から施行する。